

さいたま地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 租税債権存在確認請求事件

国側当事者・国

令和6年12月25日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
同指定代理人	伊藤 隆
同	高橋 匠
同	田中 ひかる
同	藤尾 晃己
被告	株式会社Y
同代表者代表取締役	A

主 文

- 1 原告と被告との間において、原告が被告に対して別紙租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 請求原因

別紙「請求の原因」記載のとおり

第3 当裁判所の判断

- 1 被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないが、弁論の全趣旨により、請求原因事実を争ったものと認める（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法159条1項ただし書）。
- 2 証拠（甲1ないし8。ただし、枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実はずべて認められる。
- 3 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田中 秀幸

裁判官 甚田 理恵

裁判官 丸山 智大

(別紙)

請求の原因

1 被告の概要

被告は、平成23年1月●日、飲食店の経営を主たる目的とし、埼玉県所沢市●●を本店所在地として設立された株式会社であり、その後、平成25年3月27日に、本店所在地を、同県同市●●に移転した(甲1の1)。

被告は、埼玉県内でキャバクラ「B」、スナック「C」及びキャバクラ「D(旧店舗名:E)」の計3店舗を経営していたが、「B」は平成27年11月30日までに廃業し(甲2)、また、「C」については平成28年1月1日に、「D」については平成29年1月28日に、それぞれ事業を別会社である訴外株式会社Fに承継(吸収分割)し(甲1の2及び甲3の1ないし甲4の2)、以降、被告の稼働実態はない。

2 原告が被告に対して有する租税債権

原告は、令和6年5月27日現在、被告に対し、別紙租税債権目録のとおり、既に納期限を経過した消費税及地方消費税並びに源泉所得税及復興特別所得税の租税債権(以下、当該消費税及地方消費税を「本件各消費税等」、当該源泉所得税及復興特別所得税を「本件各源泉所得税等」といい、本件各消費税等及び本件各源泉所得税等を併せて「本件各租税債権」という。)合計3696万0408円を有している(甲5)。

なお、本件各租税債権は、現在も、上記本件各租税債権の額に令和6年5月28日以降の期間に発生した延滞税額が加算された全額が未納となっている。

3 原告が本件各租税債権を有するに至った経緯

(1) 本件各消費税等について

ア 被告は、別紙租税債権目録番号1及び3の各消費税及地方消費税について、それぞれ、別表1の項番1及び3のとおり、管轄税務署長である所沢税務署長に対し、別表1「④申告年月日」欄記載の日に、「⑧確定した納税額 本税」欄の額を納税額とする確定申告を行った。

イ 被告は、別紙租税債権目録番号2、4及び5の各消費税及地方消費税について、所沢税務署長に対し、中間申告書の提出期限(別表1「⑤法定納期限」欄記載の日と同じ。消費税法42条6項及び同法48条)までに中間申告書を提出しなかったため、別表1の項番2、4及び5のとおり、「⑤法定納期限」欄記載の日に、「⑧確定した納税額 本税」欄記載の額を納税額とする中間申告を行ったものとみなされた(同法44条)。

(2) 本件各源泉所得税等について

所沢税務署長は、別紙租税債権目録番号6ないし61の本件各源泉所得税等(別表2の項番1ないし56に対応)について、それぞれ、別表2のとおり、被告に対し、「⑤納税告知日」欄記載の日に、「⑧納税告知額 本税」及び「⑧納税告知額 延滞税」欄記載の税額のとおり、国税通則法(平成29年法律第45号による改正前のもの。以下、当該改正前の条文を示すときは、「改正前通則法」と表記する。)36条に基づき納税の告知をするとともに、「⑧納税告知額 加算税」欄記載の不納付加算税の賦課決定及び納税の告知を行った。

なお、上記賦課決定及び納税の告知に対する被告からの不服申立てはなく、その申立期限は徒過している。

4 滞納処分等の状況

- (1) 所沢税務署長は、被告に対し、改正前通則法37条1項の規定に基づき、本件各租税債権につき、滞納税額証明書(甲5)「納期限督促等年月日」欄下段に記載の日(別紙租税債権目録「納期限督促等年月日」欄下段並びに別表1「⑦督促年月日」及び別表2「⑦督促年月日」欄記載の日と同じ。)に、督促状により、その納付を督促した(以下「本件各督促処分」という。甲5)。
- (2) 所沢税務署長は、平成27年6月8日、改正前通則法43条3項の規定に基づき、被告の別紙租税債権目録番号1ないし3及び6ないし29の各国税について、関東信越国税局長に徴収の引継ぎを行った。
- なお、所沢税務署長は、以後新たに滞納となった各国税(別紙租税債権目録番号4、5及び30ないし61)についても、順次、関東信越国税局長に徴収の引継ぎを行った。
- (3) 関東信越国税局徴収職員(以下「本件徴収職員」という。)は、平成29年1月11日、本件各租税債権を徴収するため、G信用金庫所沢東支店において、国税徴収法(以下「徴収法」という。)47条1項1号及び62条の規定に基づき、被告の有する定期積金契約に基づく給付契約金請求権(以下「本件債権」という。)を差し押さえ(以下「本件差押え」という。)、同日、債権差押通知書は、第三債務者であるG信用金庫に交付送達された(甲6)。
- (4) 関東信越国税局長は、令和元年10月11日、徴収法67条1項の規定に基づき、本件債権の取立てを行い(以下「本件取立て」という。甲7)、被告の本件各租税債権に充当した。
- (5) 本件徴収職員は、令和6年3月28日及び同年4月15日、被告の代表取締役の訴外A(以下「本件代表者」という。)と本件代表者居宅で面接を行ったところ、本件代表者は、自身が当初から名目的な代表取締役であったこと、被告の実質経営者に自身を代表取締役から外すよう申し入れていたこと、7年ほど前から被告の事業に関わっていないことなどから、代表取締役は辞任したものと認識している旨供述した。

これに対し、本件徴収職員は、本件代表者に対して、商業登記記録上は代表取締役のままであるから、被告の代表者として、本件各租税債権が納付されるよう対応する必要があることを説明しつつ、本件代表者に対し、本件各租税債権を徴収するための納付折衝を行うとともに、本件各租税債権に係る債務承認書に署名するよう求めた。

しかしながら、本件代表者は、上記供述を繰り返し、当該債務承認書への署名を拒否して、現在に至るまで、本件各租税債権に係る債務承認をしていない(甲8)。

5 本件各租税債権の消滅時効の中断について

- (1) 国税の徴収権の消滅時効の中断に関する法令の規定等
- ア 改正前通則法72条は、国税の徴収を目的とする国の権利(以下「国税の徴収権」という。)について、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅すること(同条1項)、国税の徴収権の時効は援用を要せず、その利益を放棄できないこと(同条2項)、国税の徴収権の時効については、同法第7章2節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用すること(同条3項)を規定している。
- イ 改正前通則法73条1項は、国税の徴収権の時効は、納税に関する告知、督促等の処分の効力が生じた時に中断し、同項各号に掲げる期間を経過した時から更に進行することを規定し、かかる期間として、納税に関する告知については、その告知に指定された納付に関する期限までの期間(同項3号)、督促については、督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間(同項4号)である旨規定している。

また、同条5項は、国税についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税についての国税の徴収権につき、その時効が中断することを規定している。

ウ 民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下、当該改正前の条文を示すときは、「改正前民法」と表記する。）における時効の中断事由は、請求、差押え、仮差押え又は仮処分、承認とされ（同法147条各号）、中断した時効は、その中断事由が終了した時から新たに進行を始めるとされている（同法157条1項）。

（2）本件各租税債権の消滅時効の状況

ア 本件各消費税等の消滅時効について

本件各消費税等（別紙租税債権目録番号1ないし5）の徴収権の消滅時効は、各法定納期限（別表1「⑤法定納期限」欄参照）の翌日から進行している。

イ 本件各源泉所得税等の消滅時効について

本件各源泉所得税等（別紙租税債権目録番号6ないし61）の徴収権の消滅時効は、各法定納期限（別表2「④法定納期限」欄参照）の翌日から進行し、それぞれの納税告知日（別表2「⑤納税告知日」欄参照）に所沢税務署長が被告に対して行った改正前通則法36条1項1号及び同項2号に基づく納税の告知により中断した後、同告知に指定された納期限（別表2「⑥納期限」欄参照）の翌日から進行を開始した（同法73条1項柱書き及び同項3号）。

ウ 本件各督促処分による消滅時効の中断について

上記ア及びイのとおり、本件各租税債権についてそれぞれ消滅時効の進行が開始した後、当該各日から5年を経過しない日に本件各督促処分が行われた（甲5。別紙租税債権目録「納期限督促等年月日」欄下段、別表1「⑦督促年月日」欄及び別表2「⑦督促年月日」欄参照）。

これにより、本件各租税債権に係る国税の徴収権の消滅時効は再度中断し、本件各督促処分に係る督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行を開始した（改正前通則法73条1項4号）。

エ 本件差押え及び本件取立てによる消滅時効の中断について

本件各租税債権について、上記ウによる消滅時効の新たな進行から5年を経過する前の平成29年1月11日に本件差押え（甲6）が行われ、これにより、国税の徴収権の時効が中断した（改正前通則法72条3項において準用する改正前民法147条2号）。

その後、令和元年10月11日に本件取立てがされた（甲7）ことにより、本件差押えにより中断していた本件各租税債権に係る国税の徴収権の時効は、本件取立ての翌日から新たに進行している（改正前通則法72条3項において準用する改正前民法157条1項）。

オ 小括

以上のとおり、本件各租税債権に係る徴収権の消滅時効は、現在において、いずれも新たに進行を開始してから5年を経過しておらず、本件各租税債権は、時効により消滅していない。

6 本件各租税債権存在確認請求の必要性（確認の利益）

原告は、被告に対して前記2のとおり本件各租税債権を有しているが、前記1のとおり、現在、被告の稼働実態はなくなっており、被告の財産が見当たらないことから、被告に対する滞納処分

等による時効の完成を妨げる措置を採ることができない。

また、前記4（5）のとおり、被告から本件租税債権に係る債務承認を受けることも極めて困難な状況である。

したがって、このまま放置すれば、本件各租税債権に係る国税の徴収権は、本件取立ての日の翌日である令和元年10月12日から5年の経過（令和6年10月11日の経過）をもって時効により消滅することから、本件各租税債権の徴収確保に支障が生じることになる。

そこで、原告は、時効更新のために本件訴訟を提起するものである（国税通則法72条3項において準用する民法147条1項1号）から、確認の利益が認められる（なお、時効中断のための租税債権に係る確認の訴えの利益が認められた裁判例として、東京地方裁判所昭和39年3月26日判決（判例時報372号8ページ）、岡山地方裁判所昭和41年5月19日判決（行政事件裁判例集17巻5号549ページ）及び名古屋地方裁判所平成6年6月28日判決（シュトイエル391号1ページ・甲9）がある。）。

7 結語

よって、原告は、時効を更新するため、被告に対し、本件各租税債権を有することの確認を求める。

なお、本件各租税債権は公法上の債権と解されることから、本件訴訟は、公法上の法律関係に基づく確認の訴え（いわゆる実質的当事者訴訟。行政事件訴訟法4条後段）である。

(以上)

別紙 省略